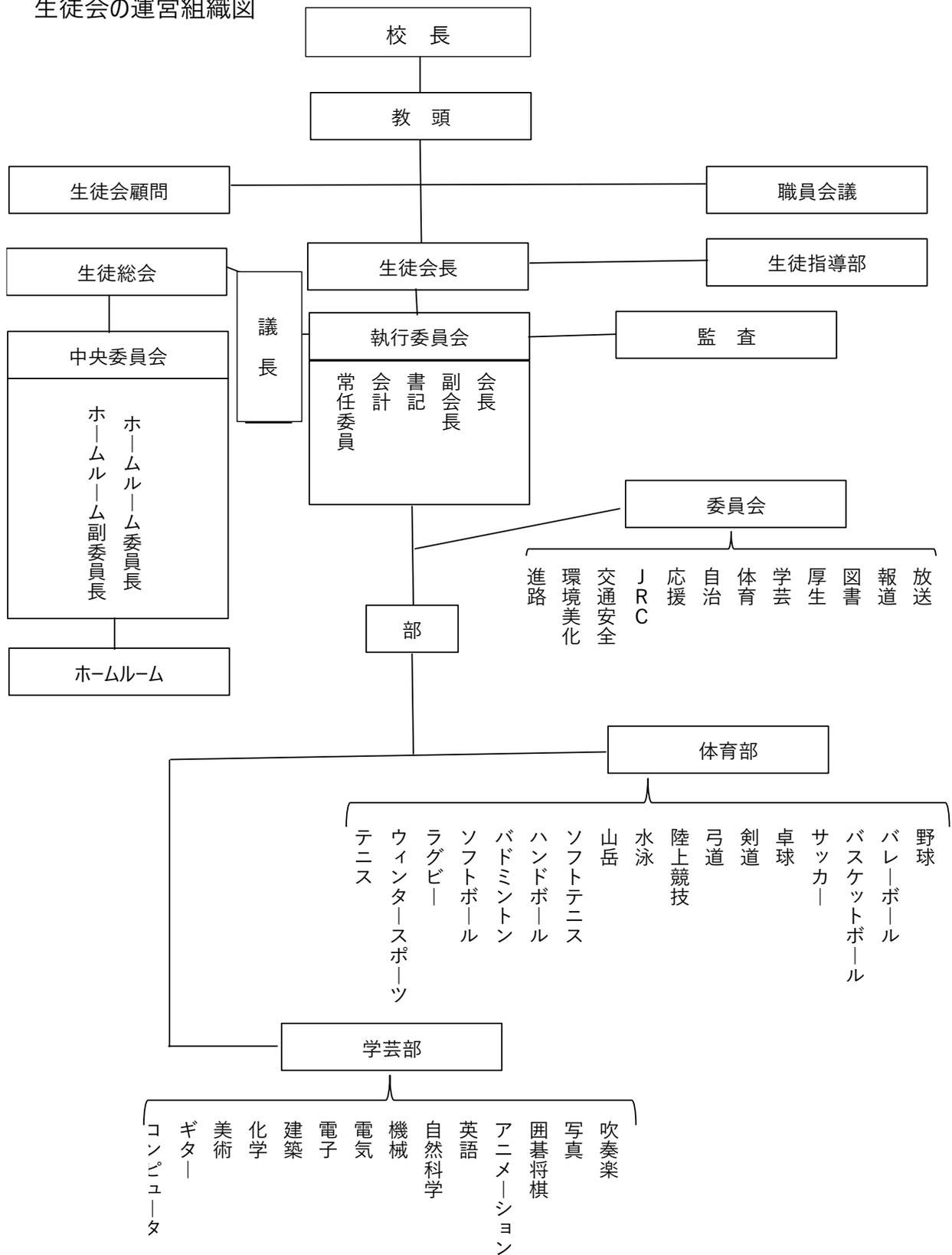


生徒会の運営組織図



生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、「福島県立郡山北工業高等学校生徒会」と称し、本部を同校内におく。

第2条 本会は民主主義の理念に基づき、会員の自治活動を通じ、よりよい校風をつくり、将来の社会人としての資質と能力を養うことを目的とする。

第2章 会 員

第3条 本会は、本校生徒をもって構成する。

第4条 会員は、本会活動に参加する権利と義務をもつ。

第3章 組 織

第5条 本会の運営のため、つぎの機関をおく。

1. 議決機関 生徒総会, 中央委員会
2. 執行機関 執行委員会, 専門委員会
3. 監査機関 監査
4. 学 級
5. 部および愛好会

第4章 役 員

第6条 本会の役員をつぎのとおりとし、いずれも全会員の投票により選ばれるものとする

- | | |
|------------|----|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副 会 長 | 2名 |
| 3. 書 記 | 1名 |
| 4. 会 計 | 2名 |
| 5. 常 任 委 員 | 2名 |

- | | |
|--------|----|
| 6. 監査 | 2名 |
| 7. 議長 | 1名 |
| 8. 副議長 | 1名 |

第7条 役員の任期は、10月1日から翌年9月30日までとし、再任は妨げない。

第8条 役員の任務をつぎのとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、執行委員会を主宰し、さらに本会活動を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 書記は、本会に関する記録の作成および保管にあたる。
4. 会計は本会の会計に関することを行う。
5. 常任委員は会長の下で、本会の企画、運営にあたる。
6. 監査は、本会会計および備品の監査を行い、その結果を会員に報告する。
7. 議長は、総会および中央委員会を会長の要請により招集し、会を進行し、さらに議事録を監督する。
8. 副議長は議長を補佐する。

第5章 総会および中央委員会

第9条 総会は本会の最高議決機関であり、毎年1回定例総会を開き、次の事項を議決する。

1. 予算および決算
2. 会則の改正
3. その他全会員に関わる重要な事項

第10条 総会は全会員の2/3以上の出席で成立し、その議決は過半数で決定する。

第11条 総会は議決により、その審議と決定を中央委員会に委任することができる。

第12条 中央委員会は、各学級を代表する中央委員（各学級2名）と役員によって構成される。

第13条 中央委員会は、定数の3/5以上の出席で成立し、その議決は過半数を必要とする。

第14条 中央委員会は、総会により委任された事項および第9条1, 2, 3項を除く事項について議決する。

第15条 会長は、緊急で重要と判断した問題の審議のため、いつでも中央委員会の開会を議長に要請することができる。

第6章 執行機関

第16条 執行委員会は会長、副会長、書記、会計、常任委員をもって構成し、本会の運営に関する一切の企画立案を行う。

第17条 執行委員会は、その下部機関として専門委員会をおき企画の実現をはかる。

第7章 学 級

第18条 学級は本会活動の最も基本的単位であり、活動の基礎である。

第19条 学級はつぎの役員および係で構成される。

1. 学級委員

(1) 学級委員長（中央委員を兼ねる） 1名

(2) 学級副委員長（中央委員を兼ねる） 1名

(3) 書 記 1名

(4) 会 計 1名

2. 係（下記に定める人数以上とする）

(1) 放送委員 1名

(2) 報道委員 1名

(3) 図書委員 1名

(4) 厚生委員 2名

- | | |
|-------------|-----|
| (5) 学芸委員 | 1名 |
| (6) 体育委員 | 2名 |
| (7) 自治委員 | 1名 |
| (8) 応援委員 | 2名 |
| (9) JRC委員 | 1名 |
| (10) 交通安全委員 | 2名 |
| (11) 環境美化委員 | 2名 |
| (12) 進路委員 | 2名 |
| (13) その他 | 若干名 |

第20条 学級役員および係の選出は年度当初に行う。任期は原則として1年とする。

ただし、1年生については、2学期当初に選出し直すこともできる。

第8章 専門委員会

第21条 本会につぎの専門委員会を設ける。

1. 放送委員会

放送および連絡に関すること。

2. 報道委員会

出版および新聞発行に関すること。

3. 図書委員会

図書館運営への協力と読書普及及び視聴覚に関すること。

4. 厚生委員会

福利厚生、保健衛生および環境整備に関すること。

5. 学芸委員会

学芸各部の行事計画立案運営に関すること。

6. 体育委員会

校内体育行事の計画立案運営に関すること。

7. 自治委員会

校内生徒の風紀規律に関すること。および本会の役員選挙ならびにその他の選挙に関すること。

8. 応援委員会

全校生の応援指導ならびに指揮に関すること。

9. JRC委員会

校内における青少年赤十字活動に関すること。

10. 交通安全委員会

生徒の交通安全についての企画、運営に関すること。

11. 環境美化委員会

清掃活動や環境美化に関すること。

12. 進路委員会

進路計画及び活動に関すること。

第9章 部および愛好会

第22条 本会につぎの部を設ける。なお、部および愛好会の設立、休部、廃部の手続きについては別に定める。

1. 体育系部

野球、バレーボール、バスケットボール、サッカー、卓球、剣道、弓道、陸上競技
水泳、山岳、ソフトテニス、ハンドボール、バドミントン、ソフトボール、
ラグビー、ウィンタースポーツ、テニス

2. 学芸系部

吹奏楽、ギター、写真、英語、化学、機械、電子、美術、電気、建築、自然科学、
アニメーション、囲碁将棋、コンピュータ

第23条 部は、部長、副部長、書記、会計の役割をもつ者、および部員で構成し、部員名簿
備品台帳および会計簿を作成しなければならない。

第10章 会計

第24条 本会の会計は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第25条 本会の経費は、会費、入会金、事業収入および寄附金をもって充てる。

第26条 本会の会費は年額15,000円、入会金は5,000円とし、会費および入会金の額の変更は総会で行う。なお、本会の会計に関しては別に定める。

第11章 会員の直接請求

第27条 会員は本活動に対し、次の請求を起すことができる。

1. 役員の解職請求については、全会員の1/6の署名を必要とし、全会員数の2/3以上の賛成で成立する。
2. 監査の請求については、全会員の1/10の署名を必要とする。
3. 臨時総会の請求については、全会員の1/10の署名を必要とする。

第28条 会員の直接請求は、いずれも議長に提出される。議長は、自治委員によって構成された選挙管理委員会に署名を審査させ、必要な手続きを各機関に命ずる。

第12章 生徒会功労章

第29条 生徒会活動に功労のあった会員に対し、職員会議の承認を得て生徒会功労章を授与することができる。

付 則

1. 本会則は、昭和52年4月1日より適用する。
2. 本会則で、郡山北工業高等学校生徒会臨時措置に関わる条項は、その適用を除外する。
3. 本会則は、昭和58年5月2日一部改正。
4. 本会則は、平成8年4月1日一部改正。
5. 本会則は、平成19年4月1日一部改正。
6. 本会則は、平成21年5月1日一部改正。
7. 本会則は、平成22年4月1日一部改正。
8. 本会則は、平成24年4月1日一部改正。
9. 本会則は、平成29年4月1日一部改正。
10. 本会則は、令和4年4月1日一部改正。
11. 本会則は、令和6年4月1日一部改正。

生徒会会計規程

第1章 総 則

第1条 この規程は生徒会会則第26条による。

第2条 会計を一般会計と特別会計に分ける。

2. 一般会計は生徒会会費，入会金その他で賄い，特別会計は特定の収入をもって特定の支出にあて，一般会計と区別して経理する。

第3条 会計年度は生徒会会則第24条による。

第2章 予 算

第4条 一般会計の予算作成は次の手続きによる。

1. 各専門委員会，各部は生徒会所定の予算請求書に，用途，金額を詳細に明示し生徒会事務局会計に提出する。
2. 生徒会事務局は要求書に基づき査定を行い，委員長および部長を加えた予算会議において予算案を作成する。
3. 予算案は中央委員会で承認を得た後，生徒会総会の議決を経て成立する。

第3章 収 入

第5条 一般会計の生徒会会費は年額15，000円，入会金は5，000円とする。

第6条 特別会計に伴う臨時会費は生徒会事務局の発議により中央委員会の承認を得て徴収することができる。

第7条 特別会計の残金およびその他の収入は一般会計に繰り入れる。

第4章 支 出

第8条 予算の支出は次の手続きによる。

1. 各専門委員会，各部の責任者は生徒会所定の支出調書に必要事項を記載し，顧問の承認を得て生徒会会計に提出する。ただし，提出の際は，納品書と請求書あるいは領収書を添付すること。
2. 生徒会会計は提出された書類の記載事項につき，審査し，会長および生徒会顧問の承認を得る。
3. 承認を得た支出は顧問および会計を通して支払われる。

第9条 予算費用の流用は原則として認めない。ただし、予算執行上やむを得ない場合はその理由、金額および用途を明記して生徒会事務局に提出し、承認を得た場合はこの限りではない。

第10条 予算超過は原則として認めない。ただしやむを得ない場合は、生徒会事務局で審査し、中央委員会の承認を得た場合はこの限りではない。

第5章 決 算

第11条 会計は年度末に締め切り、一般会計および特別会計の収支決算報告書を作成し、翌年度の総会において承認を得なければならない。

第12条 年度末の収支決算において残金が生じた場合は、翌年度の一般会計に繰り入れる。

第13条 監査は年2回とし、監査委員がこれにあたる。また、会員の（監査の）請求がある場合は、帳簿を公開しなければならない。その手続は会則第27条の2による。

第6章 その他（補則）

第14条 本会所属の物品を破損または紛失した場合は、その状況によってまたは相当金額を弁償させることができる。

第15条 本規程の改正は中央委員会で出席委員の2/3以上の賛成を必要とする

付 則

1. 本規程は、昭和52年4月1日より施行する。
2. 本規程は、平成8年5月2日一部改正。
3. 本規程は、平成29年4月1日一部改正。

生徒会旅費規程

第1条 本規定は生徒会大会費より支出される対象のみに適用される。

第2条 大会費より支給される対象は次の通りで、いずれも事前に生徒会事務局の承認を必要とする。

1. 体育系部

県内で開催される県高体連大会，県総合体育大会，県新人大会，および他の1つの大会。ただし，野球部については，高校野球選手権大会，春季県下高校野球大会，秋季県下高校野球大会とする。

参 考

(1) 上記大会は，地区予選を含む。

2. 学芸系部

県内で開催される連盟主催の総会，大会，研究発表会等，および吹奏楽部の体育系部の大会における応援。

3. 専門委員会および生徒会役員

県連盟主催の総会，大会および研究発表会，生徒会事務局が認めたもの。

4. 開催地が郡山市内の場合は原則として支給しない。列車で一駅以上の場合は支給する。

第3条 旅費支給人数は次による。

1. 体育系部は，大会規定に定められた参加人数とする。

(ただし，団体，個人の重複支給はしない。)

2. 学芸系部は連盟総会において3名以上とする。その他については，生徒会事務局の判断により決める。吹奏楽部は50名を限度とする。

3. 個人種目で参加する場合で，選手の練習調整相手の参加は認めるが旅費の半額とする。

第4条 本規定の第3条1項にかかわらず，若干名の増員を参加人数として認める。

ただし，旅費は支給しない。

第5条 交通費は原則支給しない。ただし宿泊を伴わない場合は次により交通費を支給する。

1. 原則として郡山駅より開催地までの普通列車料金の30%。ただし団体扱いが適用される人数の場合は，団体列車料金の30%。飯坂線は30名から団体券利用は可能である。

2. 開催地の駅から宿舎，会場までの往復および宿舎と会場との往復区間で生徒会事務局が認めた場合のバス賃の30%。タクシーの使用は原則として認めない。

3. 派遣人員が多い場合は，生徒会事務局の判断で貸し切りバスを使用することができる。

第6条 宿泊費の支給は次による。

1. 宿泊費は1泊2食とし，一律5，000円を支給する。

2. 県大会での宿泊の可否については原則として教員の旅費規程による。

付 則

1. 本規程は，昭和54年4月1日より適用する。

2. 本規程は，平成11年4月1日一部改正。

3. 本規程は，平成17年4月1日一部改正。

4. 本規程は，平成18年4月1日一部改正。

5. 本規程は，平成21年4月1日一部改正。

6. 本規程は，平成29年4月1日一部改正。

選挙規程

第1条 本規程は、会則第6条の規定により、役員選挙に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本会の役員選挙は、毎年9月に行い、自治委員により構成された選挙管理委員会が一切の事務運営にあたる。

第3条 立候補するものは、責任者1名連署の上、あらかじめ定められた届出期間中に選挙管理委員会に届け出なければならない。

第4条 当選は次のようにして決定する。

1. 会長は有効投票数の過半数を必要とする。もし過半数を得られない場合は、上位2名で再投票を行い決定する。
2. その他の役員については得票順で決定する。定員内のときは無競争当選とする。

第5条 選挙に関するその他の細則は、選挙管理委員会が別にこれを定める。

付 則

1. 本規程は、昭和52年4月1日より施行する。

生徒会役員の選挙に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、選挙規程第5条に基づき役員の選挙に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公示)

第2条 役員の選挙に関し投票日1週間前に公示しなければならない。

2. 公示内容は次のとおりとする。

- (1) 役員名および定数
- (2) 立候補の受付
- (3) 立候補者立会演説会
- (4) 投票日
- (5) 開票日
- (6) その他必要な事項
- (7) 選挙管理委員会事務局

(立候補の受付)

第3条 立候補の受付は3日間とし、毎日午後3時30分から4時30分まで事務局で行う。

2. 立候補届出書(様式1)は選挙管理委員会事務局で交付する。
3. 立候補の届出を受理したときは立候補届出受理証(様式2)を交付しなければならない。
4. 立候補の届出を締切ったときは速やかに立候補者名を校内に告示する。名簿の登載は受付順とする。

(立候補の届出)

第4条 立候補しようとする者は立候補届出書に必要事項を記入し、受付期間内に選挙管理委員会立候補責任者が届け出る。

2. 立候補の届出をした場合は立候補届出受理証を受領する。

(選挙活動)

第5条 立候補者は立候補届出後自由に選挙活動をすることができる。

(選挙ポスター)

第6条 選挙ポスターは2枚以内とし、所定の場所に掲示する。

2. 選挙管理委員会の認印のないものは掲示してはならない。
3. 大きさはB4版とし、縦長に掲示する。内容は自由とする。
4. 掲示は受付受理後からとする。
5. 撤去は選挙管理委員会で行う。

(選挙公報)

第7条 選挙管理委員会は選挙公報を発行する。

2. 大きさはB4版とし1頁に4名分を載せ、内容は自由とする。
3. 各クラスに2部ずつ配布する。

(立会演説会)

第8条 選挙期間中、立会演説会を行う。

2. 立会演説は、会長、副会長、書記、会計、常任委員、監査、議長、副議長の順に行う。
3. 同一役員の立候補者間の演説順は抽選により決定し、立候補者、同応援者の順に行う。
ただし無競争当選者については立候補者のみとする。
4. 立会演説の時間は立候補者3分以内、同応援者2分以内とする。
5. 再選挙の場合の立会演説は放送によって代えることができる。

(投票)

第9条 投票は立会演説会終了直後に行う。ただし再選挙の場合はこの限りではない。

2. 投票は教室で各HRに選挙管理委員が出向いて行う。
3. 投票用紙(様式3)には予め、立候補者の氏名を記載し投票する者に○印を付す方式とする。
4. 投票日に公欠席で予め欠席が予定される者は不在者投票をすることができる。
5. 不在者投票をする場合は、事務局に出頭し、不在者投票理由申立書(様式4)に必要事項を記入し、不在者投票が正当な理由に基づくものであることを証明しなければならない。

(開票)

第10条 開票は原則として投票当日に立候補責任者の立会のもとで行う。

(開票結果の報告)

第11条 開票を終了したときは、開票の結果を速やかに校内に告示する（様式5）

（当選証書の交付）

第12条 当選者には当選証書（様式6）を交付する。

付 則

1. 本細則は、昭和59年4月1日より施行する。

部および愛好会規程

第1条 本規程は、会則第22条の規程により、部および愛好会の設立、休止、廃止などに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 原則として部は10名以上、愛好会は5名以上の部員および会員をもって組織される。

第3条 愛好会につき次の場合、設立を認めない。

- ① 適切な指導者がいない場合
- ② 既存の部の活動に支障があると認められた場合
- ③ それに類似した部がある場合
- ④ 原則として高体連に属していない体育部愛好会または高文連に属していない学芸部愛好会

第4条 愛好会から部に昇格するためには、次の条件を満たさなければならない。

- ① 体育部愛好会については、設立を認められてから最低3年間の継続した活動を経るものとする。ここでの活動とは、常に公式の試合、大会に出場可能な人数のもとに行われているものを意味する。
- ② 学芸部愛好会については、設立を認められてから最低1年間の継続した活動を経るものとする。
- ③ 愛好会の活動の記録を9月、3月の年度2度、生徒会執行部へ提出する。

第5条 部および愛好会の設立、休止、廃止などに関しては中央委員会が審議決定する。

第6条 愛好会は原則として生徒会予算を必要とせずに運営されなければならない。ただし執行機関において活動に必要と認められた場合は、その限りではない。

付 則

1. 本規程は、昭和52年4月1日から施行する。
2. 本規定は、令和6年4月1日一部改正。

慶弔規程

第1条 会員、本校職員および会員の父母の慶弔に関して次の規定による。

1. 死亡の場合

会員10,000円＋花環 本校職員10,000円＋花環父母3,000円

2. 病気の場合（1ヵ月以上）

会員2,000円 本校職員2,000円

3. 火災、風水害などにより家屋など多大な損傷を被った場合

会員の住居 5,000円 本校職員の住居 5,000円

第2条 本規程の改廃は、中央委員会の決議を必要とする。

付 則

1. 本規程は、平成4年4月1日より施行する。
2. 本規程は、平成7年5月1日一部改正。
3. 本規程は、平成13年1月30日一部改正。
4. 本規程は、平成14年5月2日一部改正。

生徒会功労章規程

第1条 本規則は、会則第29条による。

第2条 表彰者は、校長および生徒会長とする。

第3条 表彰は、年度末に行う。

付 則

1. 本規程は、昭和54年4月1日より施行する。